

# 1. カンボジアに対する日本の法整備支援

アン・ヴォン・ワッタナ

Ang Vong Vathana

カンボジア王国 司法大臣



1973	法学士（カンボジア）
1976-1978	パリ大学大学院（フランス）博士課程
1991-1993	国連カンボジア暫定統治機構（UNTAC）選挙 担当官（バットアンバン州）
1994-1999	副首相兼内務大臣顧問
1999-2001	副首相付官房長
2001-2004	司法次官
2003-現在	法律・司法改革評議会事務局次長
2004-現在	司法官職高等評議会委員
2004-現在	司法大臣

カンボジア王国政府および司法省を代表して、本日のフォーラムにお招きいただくことに対し、心から感謝申し上げます。特に、フォーラムに参加する機会を与えそしてカンボジアにおける法律および裁判所制度の再建、特にカンボジアに対する日本の法整備支援およびその協力について述べる機会を与えて下さった名古屋大学に深く感謝いたします。

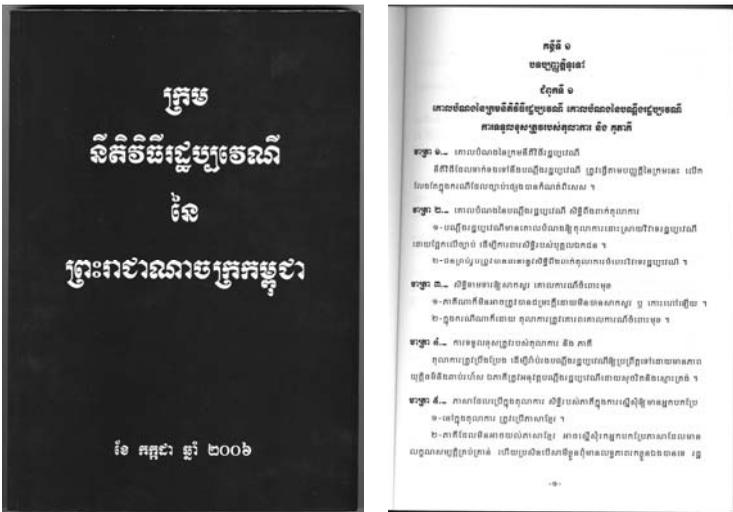
カンボジア王国において2006年に民事訴訟法が制定され、また民法についても2週間前である2007年10月5日に国会の本会議を通過した機会に、日本側の法整備関係者が一堂に会するこのフォーラムに出席できたことは大変、名誉なことであります。日本では多くの方々がかんボジアだけではな

く、多くの国々で法整備支援にかかわっておられるということを大変嬉しく思います。この場をお借りして皆さま方のご尽力に対して心より敬意を申し上げます。また、本日は、ご臨席の皆様の中に、カンボジアの法整備支援にかかわってこれ、私自身も幾度もお会いした方々のお顔を少なからずお見受けすることができ、個人的にも大変嬉しい思いでございます。

皆さまもご存知のようにカンボジアは、1953年に独立してから、数十年にわたり政治的に不安定な時代がありました。1993年によりやくカンボジア王国として新たに国づくりを始めましたが、社会的なインフラの欠如と人材不足に今も悩まされております。法制度および司法制度の分野においても例外ではありません。このような中、信頼のできる法制度および司法制度を構築することは国家の重要課題であり、また、2004年6月に発表されたカンボジア王国政府の「四辺形戦略」(Rectangular Strategy) や2006年の国家戦略開発計画(National Strategic Development Plan)においても、法治国家の確立が政府の最優先課題とされています。また、憲法の精神を反映するために、さらにはカンボジアが法制度・司法制度の改革という政策を実施して真正な法治国家への道を歩むために、加えてカンボジアが世界貿易機関(WTO)への加盟が必要であったことから、カンボジアは国内のすべての私人のためにカンボジア裁判所管轄下における民事紛争を公正かつ迅速に解決するための民事裁判所およびその明確な手続きが必要とされています。

改革の優先課題の中でも、民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、裁判所構成法、裁判官および検察官の地位に関する法律、司法の最高機関である司法官職高等評議会に関する法律の改正並びに反汚職法の8つの法典・法律は、基本法中の基本法として法制度・司法制度改革の要であります。その中で民

事訴訟法が他の7つの法律に先懸けて完成し、そして2007年7月から適用されることになりました。これはカンボジア政府だけではなく、カンボジア司法界、そして国民にとっても大変喜ばしく胸が熱くなった出来事でございます。また、フランス政府の支援によって整備された刑事訴訟法についても国会を通過し、2007年8月から適用されました。



カンボジアの新民事訴訟法典

カンボジアの法制度・司法制度改革の重要な要素である民法・民事訴訟法の重要性に鑑み、また、透明性のある自由市場経済をより充実させるため、そして今まで包括的な民法・民事訴訟法が不在であることから、1998年にカンボジア王国政府は、司法省を通じて民法・民事訴訟法の起草に対する協力を、JICAを通じて日本政府に要請したのです。

カンボジアにおける日本の法整備支援プロジェクトは、1998年に始まりました。民法・民事訴訟法の両法案を起草するため、日本側では二つの作業部会が組織され、それぞれの部会は高名で経験豊富な法学者、裁判官、法務省法務総合研究所教官から10数名で構成され、カンボジア側においても、大臣を長とする法案起草のための委員会が、司法省内に設立されました。

日本の法整備支援のスタイルは、初めから他国や国際機関とは異なったものでした。他国や国際機関の法律起草支援は、法律専門家の方がカンボジアにやってきて、短い滞在期間中にカンボジア側の意見を聴取し、それを専門家が本国に持ち帰って本国の言葉で法案を起草し、できた草案をカンボジア側に渡してカンボジア語に翻訳をするという形ものがほとんどでした。これに対し、民法・民事訴訟法の起草に当たっては、日本側では森嶋昭夫名古屋大学名誉教授、竹下守夫駿河台大学総長を部会長として10数名からなる作業部会が組織され、カンボジア側に組織された起草ワーキンググループと緊密な意見交換を行う体制が構築されました。この枠組の中で、プノンペンにおいては約30回のワークショップと1回の普及セミナーが実施され、日本においてはJICAの研修制度を利用して年1回から2回の集中審議が行われました。その他、カンボジア側のワーキンググループにおいては、民法・民事訴訟法の逐条の検討や法律用語の確定作業を週に3回定期的に行い、そこで出された疑問点や修正提案に対しては、日本側作業部会において丁寧に対応していただきました。このような作業を通じて、カンボジア側ワーキンググループのメンバーの民法・民事訴訟法に対する知識と能力が著しく高まってゆきました。民法・民事訴訟法の起草を開始した当初は、カンボジア政府内部だけでなく、我々司法省の中からも起草のスピードが遅過ぎるという批判があり、ワーキンググループのメンバーがその対応と説明に苦勞したこ

ともありました。しかし、今では、カンボジア側に起草のためのワーキンググループを設置して支援国や国際機関と協議する方式こそが、カンボジアが他国や国際機関から立法に対する支援を受ける時のあるべき姿であるとの認識が、政府内で広く共有されるようになってきています。これは、カンボジアと日本の協力が生んだ民法・民事訴訟法の成立という大きな成果の下に得られたもう一つの誇り高い成果であります。

カンボジアにおいては国王の裁可の下で公布された法律は一定期間後例外なく施行されます。民事訴訟法も2006年7月の公布後既に施行されていますが、一年の猶予期間を設けたため2007年7月から適用になりました。今は全国の裁判官・検察官を対象とした普及セミナーを実施しているところであり、今後も継続的にワークショップやセミナーを実施する予定です。また、近い将来施行される民法については、現在、その適用期日を定めるための民法施行法や経過措置等の法案を準備しているところです。実体法である民法は国民の生活と密接に関わるために、その普及も大変重要であります。普及活動についてもこれまで民法・民事訴訟法の協力と同じように、司法省に常駐する日本の専門家との協力で進めてまいりたいと考えております。民事訴訟法作業部会において作成いただいた条文解説と「民事訴訟法要説」教科書については出版・印刷を終えて、各審級の裁判所の裁判官、検察官および書記官、すべての弁護士、法律扶助を行う団体、関係各省庁、王立司法学院、法学教育を行う大学などに広く配布しました。また、「強制執行手続解説」および「民法解説」については近く出版し、関係者に配布する予定です。

このほか、新しい民事訴訟手続において使われる各種の書面、当事者が準備すべき訴状や準備書面、裁判所が作成しなければならないさまざまな調書、そして判決書などのモデルを示すことも重要です。この作業について、JICA

ともう一つの協力プログラムである、王立裁判官・検察官養成校の「民事教育改善プログラム」と連携をとりながら、模擬記録作成の活動を行っているところです。また、同じく王立裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトとの協同で、「民事訴訟第一審手続の解説マニュアル」を作成しました。この資料は、現在王立裁判官・検察官養成校における新規の裁判官・検察官のトレーニングのために用いられていますが、それを改訂して現職の裁判官・検察官にも配布する予定です。

大学における人材育成においては、名古屋大学は今まで、カンボジアの法学教育の質を高めるため、カンボジア王立法律経済大学に対して積極的に支援し、大学の法学教育の質の向上に大変ご尽力くださっています。



名古屋大学と王立法律経済大学の学生交流（2006年、カンボジア・プノンペン）

大学での法教育は、法律の基礎知識を有する人材をより多く育成するための重要な要素であります。法律の知識を有することは法曹実務に携わる裁判官や弁護士のためだけではなく、各省庁の国家公務員等他の分野で活躍している方々にとっても必要であります。その場をお借りして貴大学が、カンボジア王立法律経済大学に対して行ってこられた大変貴重な協力に深く感謝を申し上げます。

今、申し上げた人材育成と並んで重要なのが、民法・民事訴訟法を適用するために必要な付属法令と制度です。民事訴訟法作業部会の先生方は、既に執行官法草案を起草してくださり、現在、司法省が法案として政府に提出する準備中ではありますが、仮に執行官法が成立したとしてもすぐに執行官制度が整備されることは期待できないので、そのため、司法省は司法省令の形で検察官を暫定的に執行官の事務を取り扱う者として任命しました。また、供託の制度がないため、裁判上の寄託の制度も重要ですので、裁判寄託法草案も準備中です。さらには、民法が近い将来適用になると同時に、既に起草済みの人事訴訟法および非訟事件手続法も適用することになりますが、この二つの草案は法案として近い内に政府に提出できるように準備中であり、その進捗状況も見守らなければなりません。また、民法・民事訴訟法には、物権の成立や不動産の押収等、登記に関する規定が多く定められているため、国土都市整備建設省と土地に関する登記について協議・調整しなければなりません。

このように、民法・民事訴訟法の成立という一つの大きな成果をあげたとはいえ、私たちにはまだ、多くの課題が残されております。これらについて、優先順位を付けながら実際の活動計画として定めなければなりません。カン

ボジア司法省と JICA との協力プロジェクトである法制度整備プロジェクト（フェーズ2）は、2008年3月末に終了予定になっていますが、上記のような課題に対処するために、2008年3月末からプロジェクトを延長し、フェーズ3を開始することを司法省と JICA は協議中であります。延長期間で何を行うのか、そしてどのような活動が必要なのか、双方の協議を早急に行わなければなりません。カンボジア司法省は、今後の民法・民事訴訟法の普及および適用に最大限の努力をいたしますが、日本側関係者におかれましても、引き続きのご支援を心からお願い申し上げます。

最後になりますが、本日このような機会を与えて下さった主催者の皆様に心から感謝を申し上げるとともに、ご静聴くださったご臨席の皆様にも今一度の感謝を申し上げて、私のスピーチとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

